最終更新日：2019年4月5日

日本パワーファスニング株式会社
代表取締役会長兼社長 土肥　雄治
問合せ先：06-6442-0951
証券コード：5950
http://www.jpf-net.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、社会から必要とされる企業として持続的な成長と長期的な企業価値の向上を図ること、並びに経営の意思決定の透明性・公平性を確保しつつ迅速で効率的かつ健全な企業経営を行うことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。遵法精神と企業倫理の徹底、株主をはじめとするステークホルダーとの協調、経営体制並びに内部統制システムの整備・強化、適切な情報開示と透明性の確保に向け、ステークホルダーからの要請や社会動向等を踏まえつつ、適宜必要な施策を実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－２　株主総会における権利行使（招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載）】
当社は、株主総会招集通知発送日の一週間前に株主総会招集通知の内容を東京証券取引所のウェブサイトで開示しております。発送の早期化につきましては今後、検討してまいります。

【補充原則１－２－４　株主総会における権利行使（議決権電子行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳）】
当社は、株主構成における機関投資家や海外投資家の比率、費用対効果等を総合的に勘案して議決権の電子行使並びに株主総会招集通知の英訳を行っておりません。現状において支障はないと判断しておりますが、株主構成の変化等を踏まえ必要に応じて検討してまいります。

【補充原則１－２－５　株主総会における権利行使（実質株主との対話）】
当社は、株主名簿に記載されている者が株主総会における議決権を有している者としており、信託銀行等の名義で当社株式を保有する機関投資家等が株主総会に出席して議決権の行使を行うことを原則認めておりません。現状において支障はないと認識しておりますが、実質株主の要望や信託銀行の動向等を注視しつつ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則３－１－２　情報開示の充実（英語での情報の開示・提供）】
当社の日本人の非居住者を除く純粋な海外投資家比率は極めて低いため、現段階では英語での情報の開示・提供は検討しておりません。

【補充原則４－１－３　取締役会の役割・責務(1)（最高経営責任者等の後継者の計画）】
当社は現在、最高経営責任者の具体的な後継者計画の策定は行っておりませんが、各部門の将来を担う者を主要なメンバーとする会議において、経営計画案の策定やその進捗状況の管理を行う等、将来の経営陣幹部の育成に努めております。今後、取締役会として後継者の要件や選定プロセス等について適切に監督を行う方向で検討してまいります。

【補充原則４－２－１　取締役会の役割・責務(2)（業績連動報酬、自社株報酬の適切な割合設定）】
業務執行を行う取締役の個々の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の限度内で取締役会の一任のもと代表取締役社長が役員内規の報酬基準に基づき、会社の業績および各取締役の業務評価等を勘案して決定しておりますが、取締役会の決議に先立ち独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会に説明し意見を聴取する機会を設けます。
自社株報酬等のインセンティブ付けについては、安定的かつ継続的な配当を実施できる状況になった時点で、過去に実施したストックオプションの検証や他社の実例等を踏まえ、検討を進めてまいります。

【補充原則４－３－２、補充原則４－３－３　取締役会の役割・責務(3)（ＣＥＯの選解任手続）】
最高経営責任者（社長）を含む取締役の選解任につきましては、本報告書 第1章「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」原則3－1（4）に記載しておりますが、客観性・適時性・透明性向上に向けた検討が必要であると認識しております。

【補充原則４－８－１　独立社外取締役の有効な活用（独立社外取締役同士の情報交換・認識共有）】
当社の独立社外取締役2名はいずれも監査等委員である取締役であり、監査等委員会における議論を通じて必要な情報交換・認識共有が図られており、「独立社外役員のみを構成員とする会合」を設ける必要はないと認識しています。

【補充原則４－８－２　独立社外取締役の有効な活用（独立社外取締役と経営陣・監査役の連携に係る体制整備）】
当社の独立社外取締役は監査等委員として、経営陣、会計監査人、内部監査部門と意見交換を行える体制を整備しており、筆頭独立社外取締役を定める必要はないと認識しています。

【補充原則４－１０－１　任意の仕組みの活用（指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言）】
当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置していませんが、取締役候補の選任や取締役の報酬については、取締役会の決議に先立ち、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会に意見を聴取する機会を設けます。コードの趣旨に則り、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化に努めてまいります。

【原則４－１１　取締役会の実効性確保のための前提条件（取締役会の多様性の確保）】
当社の取締役会は社内出身者に加え、金融機関、住宅メーカーの出身者および社外取締役の9名で構成されており、バランス・多様性および規模については概ね適正であると考えております。また、監査等委員取締役には財務・会計ならびに法務に関する十分な知見を有する者が選任されております。　なお、現在の取締役は全員男性かつ日本人となっていますが、当社の業務内容から鑑みて、現時点においては国際性の面で大きな支障はないものと考えております。他方、ジェンダーの面につきましては、女性の取締役選任は重要な課題のひとつと認識しておりますが、女性管理職が少ないという当社の現状を踏まえ、まずは女性管理職の確保を進めてまいります。

【原則5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
　2020年度を最終年度とする中期経営計画を2018年2月に策定・公表しておりますが、次期中期経営計画作成にあたってはどのような経営指標が当社の経営計画に適切かを検証したうえで、検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　政策保有株式】
1．政策保有株式に関する方針
　当社は、取引先との良好な関係を構築し事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を取得し保有することがあります。取得・保有の適否については、取引関係の強化等当社事業への寄与度や資産効率の観点、決算に与える影響等を総合的に勘案して判断しており、保有の意義が認められないと判断した株式については、相手先企業の理解を得た上で売却を進めてまいります。
　なお、個々の銘柄についての保有・売買状況ならびに方針（継続保有、売却等）については定期的に（年1回）取締役会に報告し審議しております。
2．政策保有株式に係る議決権行使方針
議決権は、株主価値が大きく毀損される事態やコンプライアンス上の重大な懸念が生じているかどうか等、当該議案の内容が株主としての当社の企業価値や当社との取引関係に支障をきたす内容でないか等を判断したうえで適切に行使いたします。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
　当社では、取締役の競業取引および取締役と会社間の取引（利益相反取引）は、取締役会の事前承認を要し、また取引執行後は取締役会へ報告を要することとするとともに、競業取引および利益相反取引の有無については、監査等委員会が定期的に「取締役の職務執行状況確認書」の提出を求め、監視する仕組みとしております。また、主要株主等関連当事者との取引条件等につきましては一般の取引先と同様にしております。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
　当社は企業年金基金制度はなく、確定拠出年金制度を導入しているため、本原則の適用はないものと認識しております。

【原則3－1　情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
　企業理念、企業目標を含む「経営の基本方針」を当社ホームページに掲載しております。
http://61.211.208.212/corporate_frame.html
また、2018年度からスタートした「中期経営計画」を東証のWEBサイト（適時開示）および当社ホームページに掲載しております。
　http://www.jpf-net.co.jp/top/j180213_02.pdf
　「中期経営計画」を遂行することで、ファスニング分野における課題解決型の高付加価値企業を目指してまいります。

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
　コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書で開示しております。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
　業務執行を行う取締役の個々の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の限度内で取締役会の一任のもと代表取締役社長が役員内規の報酬基準に基づき、会社の業績および各取締役の業務評価等を勘案して決定しておりますが、取締役会の決議に先立ち独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会に説明し意見を聴取する機会を設けます。業務執行を行わない監査等委員の取締役については、常勤、非常勤の別に固定給としており、監査等委員会において決定しております。

（4）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
〔取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任方針〕
　取締役候補者は、取締役に求められる善管注意義務・忠実義務を適切に果たすことができる人格・見識を備えていることに加えて、当社グループ全体の持続的な企業価値向上のために、グループの事業遂行に相応しい経験と専門性を有し、マネージメント能力とリーダーシップに優れた意欲のある人材を選任します。
〔監査等委員である取締役候補者の選任方針〕
　監査等委員としての業務を遂行するに相応しい人格・見識を有しているとともに、当社グループの特性やリスクを理解し、ステークホルダーの視点を踏まえて適切に監査・監督機能を果たすことが期待できる人材を選任します。
〔独立社外取締役候補者の選任方針〕
　事業経営や法律・会計等の各分野において高い専門的知見や豊富な経験を有し、取締役会において適切に監督機能を果たすことが期待できる者を選任します。（なお、当社グループが定める独立性に関する基準を充足することを前提条件とします。）
〔解任の方針〕
　職務執行において不正があった場合や、重大な法令もしくは定款等当社グループの規程に違反があった場合、もしくは職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が発生した場合や期待される機能を発揮していないと認められる場合は、解任提案の対象とします。
〔選解任の手続〕
　取締役の選解任は独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会に説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議します。なお、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出することについては監査等委員会の同意を要することとしています。

（5）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明
　社外取締役の候補者の選任理由等については、株主総会招集通知への記載のほか、有価証券報告書において開示しております。社外取締役以外の取締役候補者についても、株主総会招集通知に選任理由を記載しております。なお、取締役の解任理由につきましても、今後株主総会招集通知に記載してまいります。

【補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務(1)（経営陣に対する委任の範囲）】
　当社の取締役会は、法令及び定款に定める事項並びに経営方針及び業務執行に関する重要事項について審議または報告を行うこととしており、その権限の範囲については取締役会規則に付議・報告基準を定め、規定しております。また、取締役会の決定事項に基づく経営施策や業務計画の進捗状況等の審議または報告を行う場として代表取締役、生産・営業・研究開発・管理の各本部を管掌する本部長及び商品開発担当の取締役で構成される本部長会を設けるとともに、「職務権限規程」並びに「組織及び職務分掌規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
　当社は、会社法や東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえた「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書で開示しております。

【補充原則４－１１－１　取締役会の実効性確保のための前提条件（取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方）】
　当社は、定款において業務執行を担う監査等委員でない取締役の員数を８名以内、監査等委員である取締役を４名以内と定め、当社の生産、営業、研究開発、管理の各業務に精通した「社内取締役」と、法律・会計等の分野において高い専門知識と豊富な経験を有し、会社法や東京証券取引所が定める独立性基準を満たす「社外取締役」で取締役会を構成しており、現在の員数は業務執行を行う取締役が６名、監査等委員である取締役が３名（うち２名は独立社外取締役）となっています。取締役の選任にあたっては、引き続き、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を考慮してまいります。

【補充原則４－１１－２　取締役会の実効性確保のための前提条件（取締役の兼任状況の開示）】
　現在、他の上場会社の役員を兼任している取締役は監査等委員である独立社外取締役1名であり（兼任先は１社）、当社における業務に支障はございません。なお、兼任状況は、株主総会招集通知（事業報告）、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書を通じ、毎年開示しております。

【補充原則４－１１－３　取締役会の実効性確保のための前提条件（取締役会の実効性評価）】
　当社は、毎年、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うこと等により、取締役会の機能の向上を図るものとしております。平成30年度の分析・評価については、全取締役を対象としてコーポレートガバナンス・コードの諸原則を踏まえたアンケート調査を実施し、前回平成29年度における評価結果に基づく課題への対応状況のレビューとともに、当該アンケート結果に基づいて取締役会で協議を行いました。その分析・評価の概要につきましては下記のとおりです。
≪概要≫
　取締役会は概ね有効に機能していると判断しておりますが、活発かつ充実した議論を実施していくために、資料の事前配信方法の工夫や各取締役の一層の見識向上と主体的な関与をはかっていくことを確認しました。

【補充原則４－１４－２　取締役に対するトレーニングの方針】
　当社は各取締役に対して、経営上必要となる知識や能力を外部セミナーや外郭団体への加入等により習得・向上させることを推奨し、その費用を会社に請求できることとしています。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、株主との建設的な対話を通じて信頼を得ることが、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上のために必要と認識しており、以下の方針を定めております。
(1)管理本部を管掌する業務執行取締役がIR担当役員及び情報開示責任者を担い、株主との対話全般を統括し、建設的な対話の実現に努める。また、総務担当部署をIR担当部署として株主との対話の窓口として、株主からの問い合わせに対応する。
(2)株主からの対話の申込みに対しては、合理的な範囲で前向きに対応する。
(3)代表取締役及びIR担当役員は、株主の意見が取締役会全体に共有されるよう努める。
(4)情報開示委員会の管理のもと適時・適切な情報開示に努めるとともに、株主との対話に際しては、「内部情報管理規程」に基づきインサイダー情報の管理の徹底を図る。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
積水ハウス株式会社	3,877,200	20.75
土肥雄治	1,504,000	8.05
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	1,000,000	5.35
土肥智雄	998,300	5.34
株式会社みずほ銀行	766,427	4.10
株式会社池田泉州銀行	762,668	4.08
株式会社滋賀銀行	753,847	4.03
日本生命保険相互会社	341,561	1.83
モリテックスチール株式会社	212,864	1.14
株式会社オーアンドケー	188,975	1.01

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、親会社及び上場子会社はありません。また、支配株主は存在しません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
本郷　修	弁護士								○			
加藤弘之	公認会計士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本郷　修	○	○	当社は本郷修氏がパートナーを務める本郷・藤原法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、顧問弁護士は他の弁護士であります。 その顧問料は僅少であり金額的重要性はありません。	本郷修氏は、経験豊富な弁護士であり、当社の遵法面及び経営全般の適正の確保をするために有益な人選と考えております。なお、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、上記属性項目の一部に該当するものの、当社との間に特段の利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

加藤弘之	○	○	当社は加藤弘之氏が代表を務める税理士法人エクジットと税務会計顧問契約を締結しておりますが、その顧問料は僅少であり金額的重要性はありません。	加藤弘之氏は、経験豊富な公認会計士及び税理士であり、且つ、他社の社外取締役も務められており、当社の税務・会計面及び経営全般の適正の確保をするために有益な人選と考えております。なお、同氏は当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たしており、上記属性項目の一部に該当するものの、当社との間に特段の利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適格であると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会と連携して監査を行っている内部監査部門の使用人の人事評価、異動等については、監査等委員会の同意を要し、業務執行取締役からの独立を確保し、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うこととなっております。なお、当社は監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から職務の執行状況について報告を受けることを通じて、会計監査人の独立性に関する事項や、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保する体制等について確認するとともに、監査結果を共有しております。また、内部監査部門と監査計画の策定等について打ち合わせを実施し、必要な指示を行うとともに、監査の実施結果について報告を受けることを通じて、監査機能の強化に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役2名は、いずれも当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の資格を充たしており、当該社外取締役を全て独立役員に指定しております。
当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の内容につきましては、最終頁をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

2015年6月24日をもってストックオプションの行使期限が満了し、現在は具体的には実施しているものはありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年度における当社の役員報酬は以下のとおりであります。
取締役の報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く)　7名　47,295千円
取締役(監査等委員)　3名　17,100千円(うち社外取締役　2名　7,200千円)
取締役(監査等委員を除く)には、2018年3月28日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2016年3月29日開催の第53期定時株主総会決議により、取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額を年額150,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50,000千円以内としております。
なお、業績不振に対する経営責任を踏まえ、監査等委員を除く取締役(5名)は、役職に応じて月額報酬の30%以上を自主返上(3ヵ月間)しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、内部監査部門及び総務担当部門においてサポートする体制としております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
土肥智雄	アドバイザー	社長の特命に基づく新事業開拓	常勤 報酬有	2016/03/29	1年
伊藤三郎	アドバイザー	中国現地法人の経営全般	常勤 報酬有	2019/03/28	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2名

その他の事項 更新

当社には、代表取締役等経験者にアドバイザーを委嘱する制度がありますが、遂行する業務は委嘱された業務に限られ、当社の経営全般には一切関与しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2016年3月29日開催の第53期定時株主総会決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しております。
当社におけるコーポレート・ガバナンス体制につきましては、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。
当社の取締役の員数は9名(監査等委員である取締役3名含む)で、うち2名(監査等委員である取締役2名)は独立した社外取締役であります。
各機関等の体制の概要は、以下のとおりであります。

1.取締役会
取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、経営の基本方針、事業計画、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、当社グループの業務執行を厳正に監督しております。取締役会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催いたします。

2．監査等委員・監査等委員会

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成され、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況の報告を受けるとともに、代表取締役をはじめ業務執行を担う取締役や会計監査人との意見交換を実施しております。また、常勤の監査等委員が本部長会やリスク管理委員会等の重要な会議に出席するほか、内部監査部門と連携して工場・事業所等への往査を実施し、実効性のある監査・監督を行っております。

なお、当社は、当社定款の定めにより、監査等委員である取締役3名との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3．本部長会

本部長会は、代表取締役1名、生産・営業・研究開発・管理の各本部を管掌する本部長4名及び商品開発担当の取締役1名で構成され、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。本部長会は、取締役会で決定された経営方針や利益計画の業務への落とし込みと進捗状況のチェック等を行っております。

4．会計監査人

当社の会計監査につきましては、2017年3月28日開催の第54期定時株主総会決議に基づき、SCS国際有限責任監査法人と監査契約を締結しており、監査業務を執行した公認会計士は牧辰人氏及び安藤裕司氏であります。また、監査業務に係る補助者は同監査法人の選定基準に基づき決定されており、その構成は公認会計士5名及びその他1名となっております。

なお、当社は、当社定款の定めにより、SCS国際有限責任監査法人との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

5．内部監査体制

当社グループの内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室（1名）が実施しております。内部監査室は、監査等委員会や会計監査人、グループ会社の管理部門と連携を執りながら、グループ全体の業務監査と内部統制の評価を実施しており、その評価結果は取締役会及び監査等委員会に定期的に報告する体制となっております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社（2016年3月29日開催の第53期定時株主総会の決議に基づき移行）としてのコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより監査・監督の実効性を向上させ、取締役会の監督機能を一層強化することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としたものであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は12月31日であり、定時株主総会の開催は毎年3月下旬を予定しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（http://www.jpf-net.co.jp）に投資家向け情報として、有価証券報告書、決算短信、事業のご報告等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部内にIR担当部署を配置しております。	
その他	株主向けのIR情報として、決算期及び中間期に事業のご報告を発行し、企業情報を発信しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ホームページ掲載の「経営の基本方針」において、ステークホルダーの皆さまの立場の尊重について明記しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループは、地球環境に悪影響を及ぼす負荷を軽減するために、有害物質の排除や耐久性に優れた製品の提供に努めております。また、豊岡工場において「ISO14001」を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2006年5月開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、2016年3月に監査等委員会設置会社への移行に伴う変更を行いました。基本方針の内容につきましては、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a.取締役及び使用人の職務の執行を監査・監督するため、独立性の高い社外取締役を監査等委員として選任するとともに、業務部門から独立した内部監査部門を設置する。
b.コンプライアンス規程、コンプライアンスマニュアル及びＪＰＦグループ社員行動規範を定め、それらを遵守することはもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組む。
c.法令・諸規則及び規程に反する行為を早期に発見・是正するため、内部通報制度を整備する。
d.内部監査部門は、内部統制システム構築の基本方針に従い、事業活動が法令及び定款等に準拠して適正・妥当に行われているかを監査し、その結果について社長に報告するとともに、取締役会及び監査等委員会にも報告を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a.取締役は、重要な職務執行・意思決定に係る情報を記録し、それら情報の保存期限その他の管理体制を整備するものとし、取締役は当該情報を常時閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a.リスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、当社全体のリスク管理体制を明確化する。
b.リスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスク状況を監視するとともに全社的対応に努め、各部門が所管業務に付随するリスク管理を適正に行う体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a.取締役会及び本部長会を原則として毎月開催し、経営計画の月次・四半期ごとの業績のレビューを行い、改善策を策定する。
b.職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等により権限と責任の明確化を徹底する。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
a.関係会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を求める。

(6) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a.リスク管理規程及び関係会社管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。

(7) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a.関係会社管理規程を定め、子会社の統括部門を設置し、子会社の経営自立と合理化の推進、業績の向上について積極的に協力する。
b.当社の役職員を子会社の役職員として派遣し、グループ経営の推進を図る。

(8) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a.ＪＰＦグループ社員行動規範を定め、子会社の役職員にも周知徹底する。
b.当社の内部監査部門が子会社の業務についても監査を行い、その結果を当社の取締役会、監査等委員会に報告する。

(9) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a.内部監査部門が監査等委員会の監査補助を行い、総務部門が監査等委員会の事務的補助を行う。
b.監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事評価、異動等については、監査等委員会の同意を要するなど取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性を確保する。
c.上記b.の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

(10) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
a.監査等委員は取締役会のほか、本部長会等その他の重要な会議に出席することにより、取締役等からその職務の執行状況を聴取するものとし、関係資料について常時閲覧することができる。
b.取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人は以下の重要情報について、発生の都度、速やかに監査等委員会に報告を行う。
ア．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実。
イ．会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実。
ウ．役職員が法令もしくは定款に違反する行為をしたとき、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨。
エ．その他、監査等委員会から特に報告を求められた事項

(11) 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者からの報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
a.当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
b.当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

(12) 監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
a.当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
b.当社は内部通報規程において、当社グループの役職員が当社の監査等委員会に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、経営陣から独立した窓口の設置、情報提供者の秘匿、及び当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記する。

（13）監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
a.当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（14）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a.監査等委員は、会社のすべての重要情報について常時閲覧することができる。
b.監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携して監査を行う。
c.監査等委員会は、グループ監査会を開催することができる。
d.監査等委員会は、グループ会社の代表者から内部統制やリスク管理等についてヒヤリングを行うことができる。 e
監査等委員会は、定期的に代表取締役及び管理部門担当取締役と意見交換を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた体制
a．暴力団等の反社会的勢力とは一切の関係を持たないという企業倫理を確立する。
b．新規取引先との取引開始に当たっては、反社会的勢力が関与していないことを確認する。
c．反社会的勢力からの不法･不当な要求に対して、断固として拒絶する。
d．「コンプライアンスマニュアル」及び「ＪＰＦグループ社員行動規範」において周知徹底する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

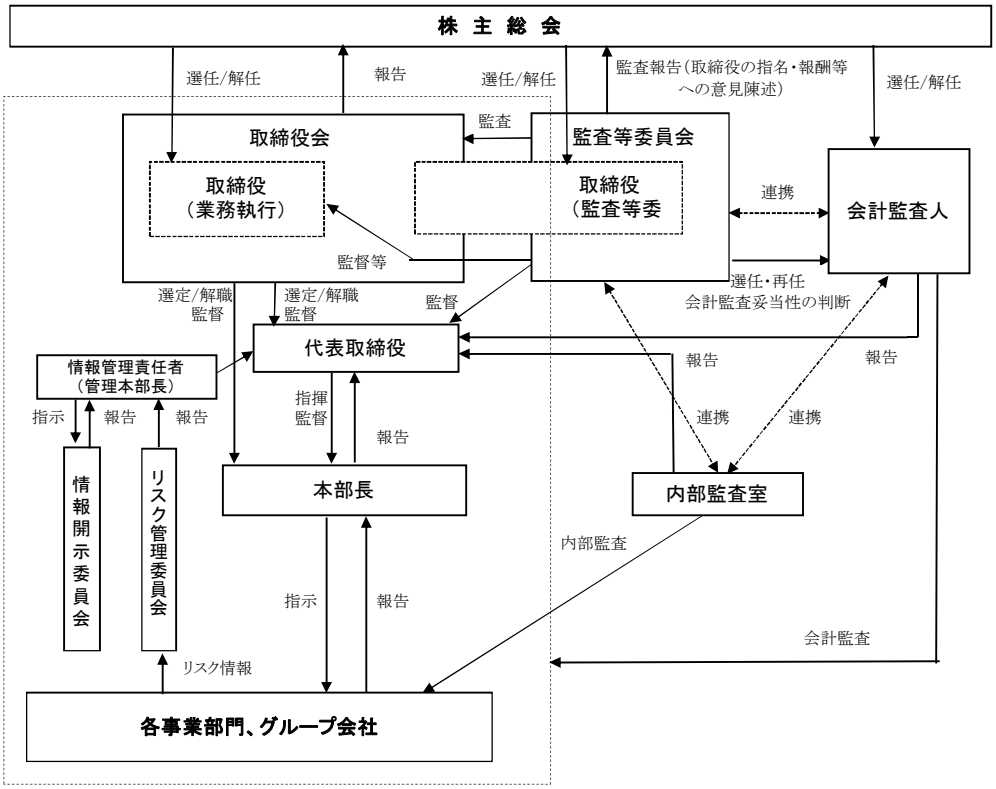
該当項目に関する補足説明

―――

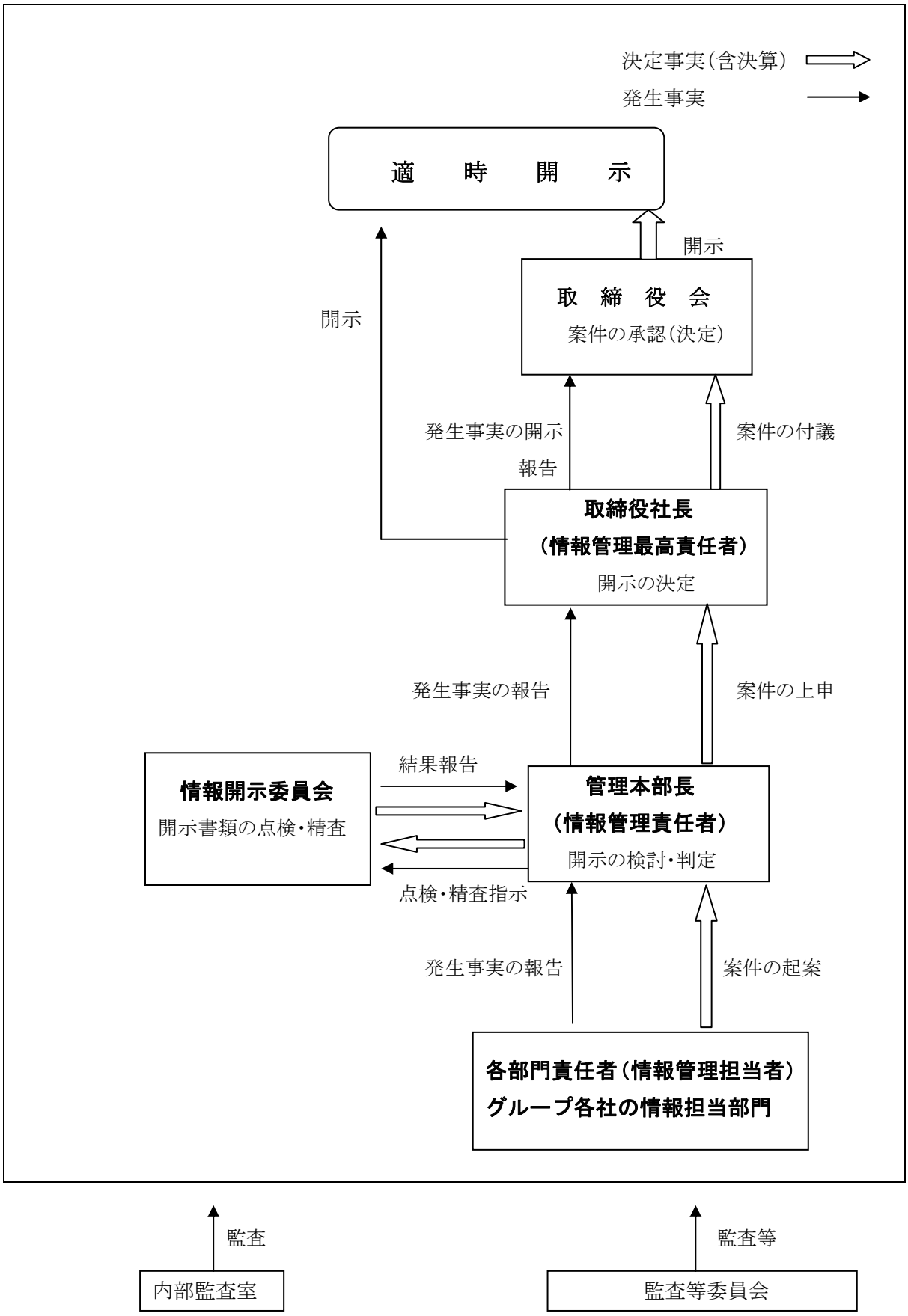
2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社では、適時開示に規則上開示が求められる重要情報等の把握･管理について、「内部情報管理規程」等を定め、投資者の判断に重要な影響を与える事実の把握及び情報の適時･適切な開示の徹底を図っております。

JPF コーポレート・ガバナンス図



【適時開示体制概要図】


決定事実(含決算)
発生事実
適　時　開　示
開示
取　締　役　会
案件の承認(決定)
開示
発生事実の開示
報告
案件の付議
取締役社長
(情報管理最高責任者)
開示の決定
発生事実の報告
案件の上申
情報開示委員会
開示書類の点検・精査
結果報告
管理本部長
(情報管理責任者)
開示の検討・判定
点検・精査指示
発生事実の報告
案件の起案
各部門責任者(情報管理担当者)
グループ各社の情報担当部門
監査
内部監査室
監査等
監査等委員会

＜社外役員の独立性に関する基準＞（2016年2月26日制定）

当社が指定する独立社外役員は以下の独立性基準を満たすものとする。

1. 本人が、現在又は過去10年間において、当社及び当社の子会社（以下、あわせて「当社グループ」という。）の業務執行者（※1）又はその他の使用人でないこと
2. 本人が、現在又は過去の3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
   ① 当社の業務執行者が役員に就任している、又は過去3年間において役員に就任していた他の会社の業務執行者
   ② 当社の主要株主（※2）又は当該主要株主が法人である場合にはその業務執行者又はその他の使用人
   ③ 当社が主要株主となっている会社の業務執行者又はその他の使用人
   ④ 当社グループの主要な取引先（※3）の業務執行者又はその他の使用人
   ⑤ 当社グループの会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当している者
   ⑥ 当社グループの主要な借入先（※4）の業務執行者又はその他の使用人
   ⑦ 当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律、会計、税務等の専門家その他コンサルタント等
   ⑧ 当社グループより一定額を超える寄付金（※5）を受領している団体の業務を執行する者
3. 本人の近親者（配偶者及び二親等内の親族）又は生計を一にする者が、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。
   ① 現在又は過去3年間における当社グループの業務執行者
   ② 現在、上記2①～⑧に該当する者
4. 上記1～3の定めに関わらず、当社グループと利益相反関係が生じる特段の事由が存在しないこと。

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、理事、その他これらに類する役職者（業務を執行する者に限る。）及び執行役員等の重要な使用人をいう。

※2 主要株主とは、議決権保有割合10%以上の株主をいう。

※3 主要な取引先とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループより受けた先もしくは、当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを行っている先をいう。

※4 主要な借入先とは、当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。

※5 一定額を超える寄付金とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円以上又は当該団体等の連結売上高もしくは総収入の10%以上の金額をいう。